

福祉事業者・車両事業者の皆様



特別支援学校へ通学する

医療的ケア児の福祉車両事業に

ご協力いただけませんか？

横浜市では医療的ケアがありスクールバスに乗ることができない
児童・生徒への支援として
福祉車両と同乗する看護師を派遣する事業を実施しています

詳細は
説明資料を
ご確認ください

事業のポイント

月1回、週1回～の
送迎も参加可！

名簿登録によるマッチング制のため、少ない回数から参入しやすい仕組みです。

事業エリアに合わせ
運行できます

事前に送迎希望者リストを提供します。
月々の利用調整は実施月の約2か月前に行います。

運行費＋固定費
をお支払いします

一定の単価×月々の運行実績に応じた金額に加え、固定費・継続加算をお支払いします。
(金額の詳細は別紙参照)

登録要件 (抜粋)

共通

類似事業で実績があること
横浜市の入札参加資格を有していること

車両

本事業に対応できる複数の車両を有していること 他

看護師

8時間勤務換算で3名の看護師を雇用していること 他

登録・ 運行の 流れ

入札参加
資格審査
への申請

事前
協議書
の提出

受託可能日・
利用希望日
マッチング

マッチング
成立後、
契約締結

運行
開始

名簿登録・
詳しいご相談は
こちら

横浜市教育委員会事務局特別支援教育課
TEL:045-671-3958
メール:ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp

よくあるご質問

Q

送迎対象の児童生徒はいつ決まりますか？

A

- ①原則、送迎の前々月の15日までに、
- ・保護者(児童生徒)からは利用希望日を学校に提出します。
 - ・事業者からは提供可能日や送迎可能な対象について学校に提出します。
- ②学校は利用する日時・事業者・児童生徒を、送迎の前々月末までに確定させます。
- ※学校から、提供可能日以外の日程やお時間などのご調整をする可能性があります。

Q

看護師はどこで車両に乗ってどこで下りればいいですか？

A

- 原則は児童生徒宅の最寄り駅で看護師と車両は待ち合わせをして、児童生徒宅へ向かってください。
- 学校で児童生徒をおろした後は、学校の最寄り駅または児童生徒宅の最寄り駅で看護師をおろします。
- ※ただし車両事業者と看護師派遣事業者の調整が可能であれば、別の駅や場所でお待ち合わせ等していただいても構いません。

Q

請求・支払いはどのように行われますか？

A

- 支払いは、原則四半期ごとに行います。各四半期終了後15日以内に「実績報告書兼委託料請求書」のご提出をお願いします。
- また、固定費については、事前に資金計画票をご提出いただいた場合、前払い(概算)を行うことも可能です。



個別のご相談はお電話・Eメールにて受け付けています。
表面に記載されている問合せ先までご連絡ください。

